

✿小竹町産後ケア事業のご案内✿

○利用できる人

小竹町に住民票がある出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんが対象です。
産後の体調がすぐれない人、育児に不安がある人、家族等からのサポートが受けられない人、授乳がうまくいかない人などが対象になります。
※治療や入院が必要な人は利用できません。

○サービスの内容

お母さんの体調に合わせて下の表に記載しているサービスを受けることができます。
これらのサービスは赤ちゃんのお預かりが目的ではありません。
例えば、産後のお母さんの体を回復するためのケア、こころのケア、乳房ケア、授乳指導、赤ちゃんのお世話に関するケアなど受けることができます。
その他、必要に応じて相談に応じます。

○利用料金

下の表のとおりです。
サービスの種類により利用回数が、世帯の状況により料金が異なりますので、ご注意ください。
産後ショートステイ、産後デイケアは事前に小竹町健康増進課への申し込みが必要です。
希望される場合はご連絡ください。
母乳・育児相談は希望する施設へ直接申し込みし、利用券を提出してください。

サービスの種類	利用者自己負担額		利用日数と利用回数
	生活保護世帯以外	生活保護世帯	
産後ショートステイ（宿泊） （原則午前10時からの24時間 3食付）	5,000円	無料	7日以内
産後デイケア 1日利用 1食つき （原則10時から17時）	3,000円	無料	
母乳・育児相談	無 料		1回

○利用できる施設一覧・・・以下の小竹町が委託契約している施設でサービスが受けられます。

施設名	住所	電話番号	代表者	利用できるサービス		
				産後ショートステイ	産後デイケア	母乳・育児相談
しぶや助産院	福岡県遠賀郡岡垣町 旭台3丁目11番5号	093-282-3476	澁谷貴子	○	○	○
助産院 笑望 （エミ）	福岡県田川郡福智町 赤池243番地 8	090-4986-6952	高崎 望	○	○	○

○利用の流れ

①申し込み

サービスを希望される人は小竹町健康増進課へ申請してください。

(申請に必要な書類)

- ・小竹町産後ケア事業利用申請書(様式第1号)
- ・母子健康手帳
- ・生活保護を受給している人は生活保護受給者証

保健師がお母さんの状態などを伺ったうえ、サービス利用の調整を行います。



②利用決定について

【産後ショートステイ・産後デイケア】

利用申請書に基づき小竹町が審査した結果、利用が認められた場合、小竹町産後ケア事業利用承認通知書(様式第2号)を送付します。

③予 約

【母乳・育児相談】

希望する施設へ直接申し込みし、日時を決めてください。

【産後ショートステイ・産後デイケア】

小竹町が施設へ予約します。その後、お母さんには小竹町から利用日などをお伝えします。

④利 用

【母乳・育児相談】

母子健康手帳、健康保険証、小竹町母乳育児相談利用券(様式第5号)を希望する施設へ持参してください。

【産後ショートステイ・産後デイケア】

小竹町産後ケア事業利用承認通知書に基づき、利用することが決定した施設でサービスを受けることができます。

(持参品の例) ※詳細については事前に施設から連絡があります。

- ・母子健康手帳、健康保険証、印鑑
- ・お母さんの生活用品(着替え、下着、化粧品類、タオルなど)
- ・赤ちゃんの生活用品(オムツ、肌着、おしりふき、粉ミルク、哺乳瓶、タオルなど)

⑤支 払 い

利用にかかった自己負担額を各施設に現金で支払ってもらいます。

○注意事項

・きょうだい児について

原則、お母さんと赤ちゃんのみで利用していただきます。

きょうだい児と一緒に利用希望する場合は、事前にご相談ください。

お母さんと赤ちゃん以外の人利用料金は全額自己負担になります。

・治療や入院について

利用中、お母さんの状態によって治療や入院が必要になった場合はサービスを中止し、施設から医療機関を紹介される可能性がありますのでご了承ください。

治療や入院になった場合は保険診療として別途料金が発生します。

・利用施設、利用日について

施設の状況等によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

日程の変更が必要になった場合は速やかに小竹町健康増進課へご連絡ください。

利用開始日の2営業日前(利用開始日が月曜日の場合は前の週の木曜日)の午後5時までに連絡がなかった場合に限り、キャンセル料が発生する場合があります。

・施設への問い合わせについては、施設の営業時間内に行ってください。

問い合わせ先： 小竹町役場 健康増進課 健康対策係 電話 09496-2-1864